

子ども手当:Q&A



「児童手当」を受給していましたが、手続きは必要なの？

平成22年3月まで児童手当を受給していた方は、新たな手続きは必要ありません。
(ただし、児童手当を受給していた方で、新たに子ども手当の対象となる子どもがいる場合には、「子ども手当額改定請求書」の提出が必要です。

所得制限で「児童手当」をもらっていなかったのですが？

子ども手当は、所得制限がありません。児童手当の支給を受けていなかった方も、4月からの子ども手当は受給対象となりますので、「子ども手当認定請求書」の提出が必要です。

子どもと別居していますが、子ども手当はどうなりますか？

子どもの養育中心者となる方が、仕事の都合などで住田町に住民登録をされていて、子どもと別居している場合、“別居監護”となり、住田町において子ども手当を受給することができます。(子どもの住所地では受給できません)必要な書類や、受給のための手続きがありますので、住田町役場町民生活課までお問い合わせ下さい。

子どもが海外にいるのですが？

海外にいる子どもの養育者となる父または母が住田町に住民登録をしている場合、子ども手当の受給対象となります。必要書類や、受給のための手続きがありますので、住田町役場町民生活課までお問い合わせ下さい。

子どもが生まれました！！

子ども手当受給のための手続きをしていただきます。(初めてのお子さんであれば認定請求、2人目以降のお子さんであれば「額改定請求」)手続きに必要なものを持って、住田町役場町民生活課までお願いします。

引越するのですが、何か手続きはありますか？

町外に引っ越される場合は、住田町での子ども手当の受給資格はなくなりますので、転出の際に、消滅届を書いていただきます。新しい住所地において、新規認定の手続きをしてください。手当は、転出する月分まで住田町から支給されます。

町内での引越しの場合は、住所変更の届をしていただく必要があります。

「子ども手当」の趣旨をご理解下さい！！

「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するためのものです。

子どもたちの将来や夢のため、子どもたちが安心して日常を過ごすため、子どもにかかる費用(学校給食費、保育料など)に有効にご利用いただくようお願いします。